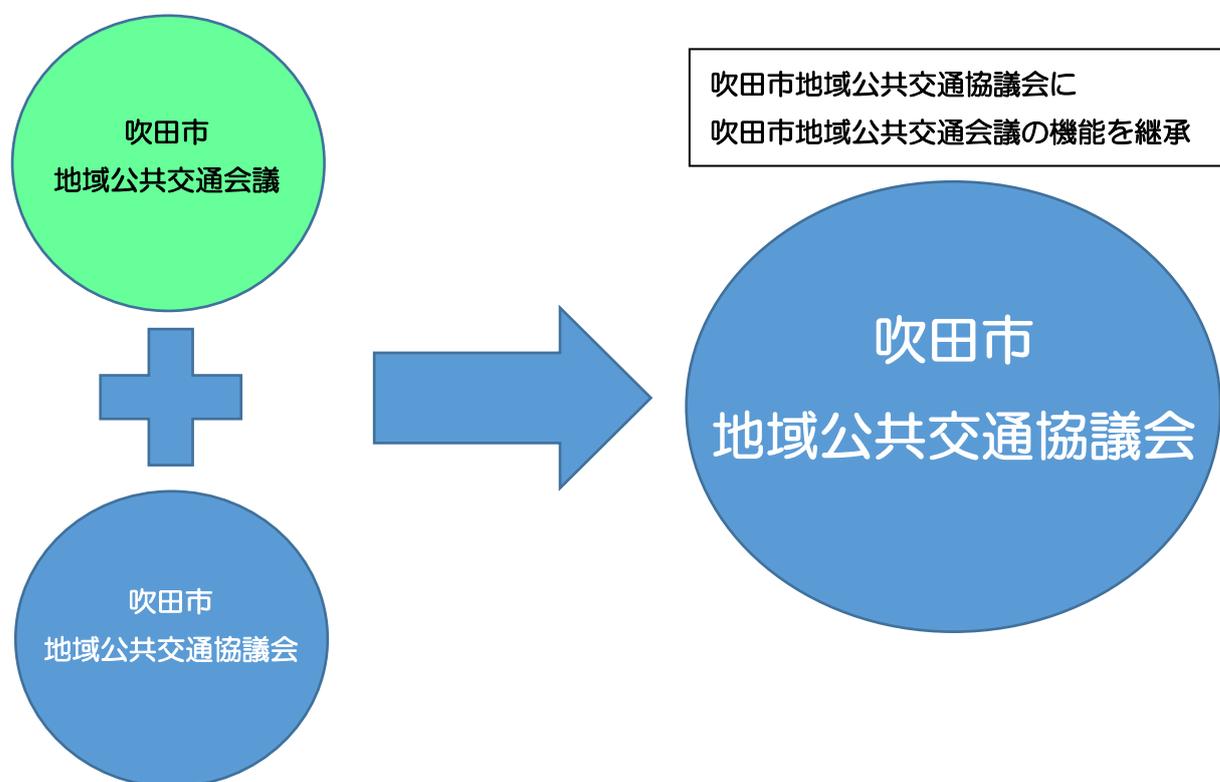


議題 4 地域公共交通協議会要領改正

本市は道路運送法に基づく吹田市地域公共交通会議（以下、「交通会議」という。）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく吹田市地域公共交通協議会（以下、「協議会」という。）において意見聴取を行い、交通施策を進めております。交通会議では、千里山地区において需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保、地域の実状に即した輸送サービスの実現に必要な事項について意見又は助言を受け、コミュニティバスの導入を進めてきました。令和6年4月1日から千里山地区コミュニティバスは本格運行に入る運びとなり、交通会議も役割を終えることから、本格運行に合わせ交通会議を終了するものです。

なお、交通会議の機能は、協議会に継承し、引き続き本市交通施策を検討してまいります。



吹田市地域公共交通協議会要領（案）は参考資料1のとおり。